

## 履修方法及び進級認定細則

(令和3年度第5学年に適用する。)

(出席確認及び記録)

第1条 授業を行う際は、学生の出席を確認し、これを記録するものとする。

- 2 前項の出席確認及び記録は、授業科目担当者又はその委嘱する教育職員若しくは事務職員が行う。
- 3 授業科目担当者は、学期末に出席確認記録総括表を2部作成し、1部は授業科目担当者が保管し、1部は医学科学務課へ提出するものとする。

(出席不良者の取扱い)

第2条 出席不良者の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 授業科目に対する出席のうち、講義が2/3、実習等が4/5未満の場合は、進級することができない。
- (2) 病気その他やむを得ない事情による場合は、特別に査定することがある。ただし、この場合にはその事由(診断書等)を所定の欠席届に添えて速やかに提出しなければならない。

(試験の実施及び成績報告)

第3条 試験の実施は、学年末又は学年の途中とする。ただし、学年の途中において行う試験の場合は、授業科目によって異なる。

- 2 臨床実習の評価は、当該科目ごとに実習終了時に行う。
- 3 試験は、当該年度の学校暦に従い、医学科学務課において試験日及び時間割を定めて実施する。
- 4 授業科目の成績は、授業科目担当者が学年末試験後1週間以内に医学科学務課に報告し、医学科教授会の議を経て決定する。
- 5 やむを得ない事由により医学科教授会が必要と認めるときは、適宜臨時に試験を行うことができる。

(授業時間、単位、成績、進級及び卒業認定)

第4条 授業時間、単位、成績、進級及び卒業認定については、次のとおりとする。

- (1) 授業は通常1時限(実時間90分)を基本とし、1時限は単位算定基準の2時間に相当する。
- (2) 講義、演習、実習の区別なく30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の性格や授業形態に応じて、講義は15時間～30時間の授業をもって1単位とし、臨床実習は1週間の集中授業をもって1単位とする。
- (3) 各学年の試験成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、再試験受験に必要な要件は、各学年別に定める。
- (4) 6年制課程を6段階の第1学年、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年、第6学年に分け、それぞれ定められた授業科目数及び単位数により進級を認定する。ただし、第2学年では第2学年総合試験、第4学年では第4学年共用試験(CBT・OSCE)、第5学年では第5学年総合試験、第6学年では第6学年OSCEに合格しなければならない。
- (5) 6年以上在学した者のうち、207.5単位以上を取得し、かつ、第6学年総合試験に合格した者には卒業を認定する。

- (6) 第2学年総合試験、第4学年共用試験(CBT)、第5学年総合試験、第6学年卒業時OSCE、第6学年総合試験及び第6学年臨床医学Vについては、別に定める。

[第1学年]

(人文・社会・自然科学系科目)

医療心理学・死生学(1)・哲学(1)・社会科学(1) 3科目 3単位  
医学史(1)・法学(1)・哲学テキスト入門(1)・医療人類学(1)・原典講読Ⅰ(1)・原典講読Ⅱ  
(1)・科学的方法論(1)・人体の物理学(1)・先進医療のための科学(1)  
9科目中1科目以上 選択必修 1単位以上  
計4科目 4単位

(自然科学系科目)

数学(1)・医系の物理学(1)・医系の物理学実習(1)・医系の化学(1)・医系の化学実習(1)・  
生物学(1)・生物学実習(1)・自然科学基礎(1)・生命現象の科学Ⅰ(1)・生命現象の科学Ⅱ  
(1)  
計10科目 10単位

(外国語科目)

独語(2)・仏語(2) 2科目中1科目 選択必修 2単位  
英語Ⅰ(3)・医学英語Ⅰ(1) 2科目 4単位  
計3科目 6単位

(医学関連科目)

症候学入門(2)・課題研究(2) 計2科目 4単位

(横断的領域科目)

生命倫理学(1)・情報科学Ⅰ(1) 計2科目 2単位

(基礎医学系科目)

解剖学〈1〉(1)・解剖学〈2〉(3)・生理学〈1〉(2)・生理学〈2〉(1)・生化学〈分子生物学概論〉  
(1)  
計5科目 8単位

(臨床実習)

早期臨床体験実習Ⅰ(2) 計1科目 2単位

(1) 上記学科目計36単位以上を取得した者には進級を認める。

(2) 14科目以上を取得し、かつ、履修すべき科目の成績の平均点が原則63点以上の者は、再試験を受けることができる。再試験の結果、上記36単位以上を取得した者には進級を認める。

[第2学年]

(外国語科目)

中国語(1)・韓国語(1) 2科目中1科目 選択可能  
英語Ⅱ(1)・医学英語Ⅱ(2) 2科目 3単位  
計2科目以上 3単位以上

(横断的領域科目)

医療プロフェッショナルリズムⅠ(1)・行動科学・患者学Ⅰ(0.5)

計2科目 1.5単位

(基礎医学系科目)

解剖学〈1〉(5)・解剖学〈2〉(2)・生理学〈2〉(1)・生理学実習(2)・生化学(4)・免疫学(2)・薬理学(4)・病理学(2)・微生物学(3)・運動医学(1)・医用電子工学(0.5)

計11科目 26.5単位

(社会医学系科目)

社会医学Ⅰ(1)

計1科目 1単位

(臨床実習)

早期臨床体験実習Ⅱ(2)

計1科目 2単位

- (1) 上記学科目のうち中国語、韓国語を除く計34単位を取得し、第2学年総合試験に合格した者には進級を認める。
- (2) 各学科目の試験の不合格科目については、再試験を受けることができる。履修すべき科目の再試験成績査定の結果、すべて合格し、履修すべき科目の再試験前の成績の平均点が原則63点以上の者には、第2学年総合試験の受験を認める。

[第3学年]

(外国語科目)

医学英語Ⅲ(1)

計1科目 1単位

(横断的領域科目)

医療プロフェッショナルリズムⅡ(1)・医療倫理(1)・情報科学Ⅱ(1)・緩和医療Ⅰ・漢方・CPC(1)

計4科目 4単位

(基礎医学系科目)

病理学(3)

計1科目 3単位

(社会医学系科目)

医学・医療と社会Ⅰ(1)

計1科目 1単位

(臨床医学系科目)

臨床医学Ⅰ(26)

計1科目 26単位

(臨床実習)

地域医療実習(2)

計1科目 2単位

- (1) 上記学科目計37単位を取得した者には進級を認める。
- (2) 医学英語Ⅲ、医療プロフェッショナルリズムⅡ、医療倫理、情報科学Ⅱ、緩和医療Ⅰ・漢方・CPC、病理学、医学・医療と社会Ⅰ、地域医療実習の計8科目及び臨床医学Ⅰの計14項目の合計22(科目・項目)のうち、10(科目・項目)以上合格し、かつ、履修すべき科目の成績の平均点が原則65点以上の者は、再試験を受けることができる。再試験の結果、上記37単位を取得した者には進級を認める。

[第4学年]

(外国語科目)

医学英語Ⅳ(0.5)

計1科目 0.5単位

(横断的領域科目)

医療プロフェッショナリズムⅢ(1)・医療安全Ⅰ(0.5)・情報科学Ⅲ(1)

計3科目 2.5単位

(基礎医学系科目)

グループ別自主研究(4)

計1科目 4単位

(社会医学系科目)

医学・医療と社会Ⅱ(1)・法医学(1)

計2科目 2単位

(臨床医学系科目)

臨床医学Ⅱ(14)・基本的診療知識・技能(2)

計2科目 16単位

(1) 上記学科目計25単位を取得し、共用試験(CBT・OSCE)に合格した者には進級を認め、臨床医学Ⅲを履修することができる。

(2) 医学英語Ⅳ、医療プロフェッショナリズムⅢ、医療安全Ⅰ、情報科学Ⅲ、グループ別自主研究、医学・医療と社会Ⅱ、法医学、基本的診療知識・技能の計8科目及び臨床医学Ⅱの計7項目の合計15(科目・項目)のうち、6(科目・項目)以上合格し、かつ、履修すべき科目(グループ別自主研究を除く。)の成績の平均点が原則65点以上の者は、再試験を受けることができる。再試験の結果、上記25単位を取得した者には進級を認め、臨床医学Ⅲを履修することができる。

[第4・5学年]

(臨床実習)

臨床医学Ⅲ

精神・神経コース(4)・代謝・免疫・内分泌コース(2)・血液・凝固コース(2)・感覚器コース(2)・呼吸器系コース(3)・循環器コース(3)・消化器コース(4)・腎・泌尿器コース(2)・運動器コース(2)・皮膚コース(2)・女性診療コース(3)・小児科コース(2)・全身管理コース(2)・放射線科コース(1)・地域中核医療コース(4)・地域診療コース(2)

計16コース 40単位

[第5学年]

(横断的領域科目)

医療安全Ⅱ(0.5)・行動科学・患者学Ⅱ(0.5)・緩和医療Ⅱ・診療録の記載(0.5)

計3科目 1.5単位

(1) 上記学科目(コース)計41.5単位を取得し、第5学年総合試験に合格した者には進級を認め、臨床医学Ⅳを履修することができる。

(2) 27単位以上を取得した者は、各学科目の再試験を受けることができる。再試験の結果、上記41.5単位を取得した者には進級を認め、臨床医学Ⅳを履修することができる。

[第5・6学年]

(臨床実習)

臨床医学Ⅳ(28)

計1科目 28単位

(臨床医学系科目)

臨床医学Ⅴ(6)

計1科目 6単位

(1) 臨床医学Ⅳは28単位を取得し、第6学年OSCEに合格しなければならない。ただし、臨床医学Ⅳは7項目のうち、5項目以上合格した者に限る。

- (2) 臨床医学Ⅳ及び臨床医学Ⅴの不合格科目については、再試験を受けることができる。
- (3) 臨床医学Ⅳ及び臨床医学Ⅴの試験にすべて合格した者は、第6学年総合試験(卒業試験)を受けることができる。
- (4) 第6学年末までに卒業に必要な207.5単位以上を取得し、かつ、第6学年総合試験(卒業試験)に合格した者には卒業を認定する。

(追試験)

第5条 病気その他やむを得ない事情で試験に欠席し、追試験を希望する者は、試験欠席後1週間以内にその事由を添えて追試験願を提出しなければならない。

2 追試験を許可する場合、その試験期間は原則として追試験期間中とする。

(再試験)

第6条 第4条のいずれかに該当する者が再試験を受けるには、所定の手数料を納入しなければならない。

(留年者の取扱い)

第7条 進級又は卒業の認定を受けられなかった者は、同一学年次に留まる。

2 留年者は、該当学年次の全科目について再履修しなければならない。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度第1学年から適用する。

附 則(平成29年3月8日)

この細則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度第1学年及び第2学年から適用する。

附 則(平成29年11月15日)

この細則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度第1学年及び第2学年から適用する。

附 則(令和元年6月19日)

附 則(令和2年2月19日)

この細則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度第3学年に適用する。

附 則(令和2年9月16日)

この細則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度第4学年に適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度第5学年に適用する。